

大分大学工学部人事委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年工学部規程第9号

(設置)

第1条 大分大学工学部に国立大学法人大分大学教員選考規程に定める教員の任用に関する事項等を審議・実施するため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成及び任期)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員により構成する。

(1) 学部長

(2) 各学科等から選出された教授 各1名

2 前項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

(委員会の出席等)

第4条 委員に支障がある場合は、当該学科に所属する教授が代わって委員会に出席する。

(審議事項等)

第5条 委員会は、次の事項を取り扱う。

(1) 教員の任用（採用及び昇任）に関すること。

(2) 教員の割愛及び辞職に関すること。

(3) その他教員の身分に関すること。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員全員の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者が出席することができる。ただし、委員会の議決には、関与しないものとする。

(人事小委員会)

第9条 委員会に公募を実施するため、人事小委員会を置く。

2 人事小委員会に関する事項は別に定める。

(任用の手続)

第10条 教員の任用の手続に関しては、別に定める。

(教授会の承認)

第11条 委員会で議決された事項は、教授会の承認を受けなければならないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第2号に定める委員は、当分の間、学科長及び副学科長をもって充てる。

附 則（平成26年工学部規程第11号）

この規程は、平成26年6月4日から施行する。